

はじめに

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び大阪市教育行政基本条例第6条各項の規定により、市長及び教育委員会が、毎年、教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成して市会に提出するとともに、公表するために作成したものである。

本市では、24年5月に「大阪市教育行政基本条例」を、同年7月に「大阪市立学校活性化条例」をそれぞれ制定し、25年3月に「大阪市教育振興基本計画」を改訂し、今後の教育改革の方向性を定めた。教育委員会では、この方向性に沿って「平成28年度教育委員会事務局運営方針」を定め、目標像・使命の達成に向け、戦略的に取り組むべき課題を明らかにし、その解決のための具体的取組を示した。

この局運営方針では、目標像として「すべての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代を担うようになることをめざす」ことを掲げ、使命として「大阪市教育行政基本条例と大阪市立学校活性化条例の制定により定められた方向性に沿って、大阪市の教育改革に向けた施策や制度の成果を検証し、その結果を踏まえ学校園の取組を支援する」ことを定めた。そして、目標像・使命を実現するため、3つの経営課題、7つの戦略、26の具体的取組を定め、それらに沿って取組を実践してきた。

局運営方針については、教育委員会事務局による自己評価及び市政改革室による内部評価を経て、大阪市PDCAサイクル推進有識者会議において学識経験者の知見を活用しながら、新たな教育改革を推進する視点から、局運営方針に掲げた目標の達成状況等を戦略ごとに評価し、今後の取組の方向性を明らかにした。また、教育委員会の教育長及び委員は、基本計画に掲げる目標の達成に向けて自ら行った取組や活動の状況等について点検及び評価も併せて行った。

本報告書は、これらの点検・評価の結果をもとに作成しており、次年度以降の局運営方針の策定及び予算案の編成に反映するなど、課題の解決に向け、取組の工夫・改善や施策・事業の更なる選択と集中に生かしてまいらる。

(参考) 根拠規定

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○大阪市教育行政基本条例（抄）

第6条 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会の教育長及び委員は、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために自ら行った取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果を前項の規定による点検及び評価に含めるものとする。



教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の概要

1 点検評価の対象

本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、25年3月に改訂した基本計画に基づき、大阪市教育委員会では、本市の教育行政がめざすべき将来像（目標像）その実現のために局の担うべき役割（使命）経営課題や戦略・具体的取組を明らかにした「平成28年度教育委員会事務局運営方針」を策定した。

したがって、このたびの点検及び評価においては、局運営方針に掲げた経営課題や戦略・具体的取組について点検・評価を行うことで、基本計画の取組の点検・評価とする。

2 点検・評価の方法

- (1) 教育委員会事務局が、28年度の局運営方針に掲げた戦略の進捗状況などを記載した「自己評価」を作成する。
- (2) 教育委員会の教育長及び委員が、教育委員会事務局作成の「自己評価」をもとに点検及び評価を行うとともに、基本計画に定めた目標の達成に向けて自ら行った取組や活動の状況等について点検及び評価を行う。
- (3) 市長直轄組織の市政改革室において、「自己評価」の妥当性や戦略のあり方について全市的な観点から内部評価を実施するとともに、大阪市PDCAサイクル推進有識者会議において、市外部の学識経験者による外部評価を実施する。

（参考）大阪市PDCAサイクル推進有識者会議委員

奥谷 恭子 委員（有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士）

稲澤 克佑 委員（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授）

山本 香織 委員（香友法律事務所 弁護士）

- (4) 教育委員会事務局が、局運営方針に対する内部評価及び外部評価の結果も踏まえ基本計画に掲げる目標の達成についての点検・評価を加えて報告書案を作成した上で、市長の決裁を経て、市長及び教育委員会が共同して市会に報告書を提出するとともに、市民に公表する。

3 報告書の構成

本報告書は、教育委員会の活動状況、教育委員会としての総括、教育長及び委員の取組等に関する自己評価結果、施策に対する点検・評価（区長（区担当教育次長）の自己評価を含む）で構成している。

施策に対する点検・評価については、戦略ごとに「局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等」、「戦略を通じた今後の対応方向」の順で記載した。

なお、取組の結果（アウトカムの達成状況）や、基本計画に掲げた28年度までの目標の達成状況を示すために使用した記号の内容は、次のとおりである。

(評価区分の凡例)

1 重点的に取り組む主な経営課題

アウトカムの達成状況

A：順調

B：順調でない

2 28年度までの「大阪市教育振興基本計画」に掲げた目標の達成状況

アウトカムの達成状況

A：順調

B：順調でない